

## 防衛省防衛監察本部におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- ・ 随意契約を前提とした見積依頼です。
- ・ 期日までに提出された有効な見積書のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を契約相手方とします。
- ・ 参加を希望する者は、防衛省防衛監察本部におけるオープンカウンター方式実施要領、仕様書等を熟覧及び熟読のうえ、下記の問い合わせ先へお問い合わせください。
- ・ 令和6年12月12日（木）1700までに都道府県知事から規定された「**収集運搬業の許可証**」及び「**処分業の許可証**」の写しを提出して下さい。
- ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票が官側に到着した日が履行期限日とします。
- ・ 現場説明を希望する方は、実施期間内の1000～1600で個別に対応しますので下記の問い合わせ先まで連絡をして下さい。

番号	調達要求番号	件名	数量・単位	見積依頼書公表日	現場説明実施期間	見積書提出期限	見積合わせの日時	履行期限
1	監-H-007	金庫廃棄役務	仕様書のとおり	令和6年11月21日（木）	令和6年11月26日（火） ～令和6年11月29日（金）	令和6年12月16日 15:30	令和6年12月16日 15:35	令和6年3月31日

### ●問い合わせ先

〒162-8807 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎D棟6階）

防衛省防衛監察本部総務課会計係 市川

TEL 03-3268-3111 内線33043

メールアドレス:ichikawafum@ext.igo.mod.go.jp

防衛監察本部仕様書			
品名	金庫廃棄役務	仕様書番号	—
		作成年月日	令和6年11月21日
		変更年月日	—
		作成課	防衛監察本部監察総括班

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、防衛監察本部における金庫廃棄役務について規定する。（以下「本役務」という。）

### 1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札時又は見積書の提出時期における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

#### 1.2.1 関連法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

## 2 役務に関する要求

### 2.1 本役務の内容

本役務の内容については、調達要領指定書による。

### 2.2 金庫の種類等

金庫の種類等については、調達要領指定書による。

### 2.3 作業結果報告

契約の相手方は、作業を完了した際には、本役務に関する作業結果報告書（様式随意）又は役務完了届を作成し、官側の確認を得た後、3部提出するものとする。

## 3 監督・検査

監督及び検査は、支出負担行為担当官が指名する者が実施するものとする。

## 4 その他

### 4.1 情報の保全

契約の相手方は、本役務の履行に関し、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。また、作業に関係ない場所への立ち入り及び写真等の撮影・録画・録音その他電子媒体に記録する行為を官側の許可なく行ってはならない。

### 4.2 安全管理

契約の相手方は、本役務の履行に関し、必要な安全管理を実施する。また、作業員は統一した名札又は腕章等を装着し、作業従事者であることを明らかにすること。

### 4.3 発生材等の処置

契約の相手方は、本役務により生じた発生材等について、処分を実施しなければならない。

### 4.4 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義については、支出負担行為担当官が指名する者に申し出てその指示を受けるものとする。

## 5 履行期限

履行期限は調達要領指定書による。

調達要領指定書	発簡番号	—
	調達要求番号	—
	調達要求年月日	令和6年11月21日
	作成部課	防衛監察本部
	作成年月日	令和6年11月21日
品名	金庫廃棄役務	
仕様書番号	—	

**指定事項：**

**2 役務に関する要求**

**2.1 本役務の内容**

官側の指定する金庫について、処分を実施するものとする。細部については、(1)～(5)による。

(1) 金庫の状態確認

契約の相手方は、2.2に示す金庫の状態を確認し、処分に必要な機材等を準備するものとする。この際、官側の指示のもと、立ち入り等を実施するものとする。

(2) 搬出

搬出は官側の指示に従い、契約相手方が実施する。その際、施設等を保護するための養生を実施したのちに搬出するものとする。

(3) 処分前

契約相手方は、処分を実施する前に官側立会のもと、金庫の中身の点検を行い、処分を実施するものとする。

(4) 処分後

契約相手方は、処分を実施した後に以下のものを官側に提出しなければならない。

- a) 産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
- b) 産業廃棄物処分業許可証の写し
- c) 産業廃棄物管理票

(5) 役務の完了

産業廃棄物管理票E票が官側に到着した日をもって、役務完了とする。

**2.2 金庫の種類等**

種類等は表1による。

**表1－金庫の種類等**

品名	規格等
金庫	(株)クマヒラ 品番：FM2-12b 数量：1台

**5 履行期限等**

搬出期限：処分前の点検が終了してから令和7年1月31日までの間とする。

産業廃棄物管理票（E票）提出期限：令和7年3月31日とする。

# 見 積 書

支出負担行為担当官  
防衛監察本部  
副監察監 殿

¥

品名	規格	単位	数量	単価	金額	備考
金庫廃棄役務	仕様書のとおり	式	1			(消費税抜)
合 計						

入札心得・契約条項等承諾の上、上記のとおり提出いたします。

履行期限: 令和7年3月31日

履行場所: 防衛監察本部

要求番号: 監-H-007

上記のとおり見積致します。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代 表 者 名

発 行 責 任 者  
( 連 絡 先 T E L )

担 当 者  
( 連 絡 先 T E L )